

**「キャリアアップ助成金」活用してみませんか！**  
**スタートアップの労務に精通した社労士法人がバックアップします！**

「キャリアアップ助成金」は、非正規雇用労働者の方の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化などの取り組みを実施した事業主に対して助成金を支給する制度です。

雇用の実態が助成金の支給要件に合っているか確認し、将来の人事設計など長期的な経営の見通しに照らして、適正に申請することで、大きなメリットが得られます。

キャリアアップ助成金の「正社員化コース」は、有期契約社員やパート、派遣社員などの非正規労働者を正社員、短時間正社員等に登用したときに受給できる助成金ですが、人材の定着や雇用関係の向上を目的として、同一労働同一賃金の取り組みや多様な働き方の制度導入の中で、効果的に活用することができるのではないのでしょうか。

しかし、助成金の受給には細かな要件が定められており、さらに申請の際には、対象労働者の法定帳簿（労働者名簿、賃金台帳、出勤簿）や雇用契約書、就業規則を提出する必要があります。これらの書類は、それぞれの取り扱いの整合性、時間外・休日・深夜の割増手当が支給されているか、またその計算方法は正しいか、その他労基法に違反する事項はないかなどがチェックされ、せっかく申請しても不支給となるケースもございます。

日ごろから適切な労務管理、細かな支給要件の確認、法令順守、就業規則の整備などが重要となりますので、専門家の私共にご相談ください。申請の代行もいたします。

（申請代行を行う場合は、顧問契約が必要となりますので、あらかじめご了承ください。）

#### 正社員化コース

##### ■支給額（1人当たり、中小企業の場合）

- ① 有期→ 正規：57万円② 有期→ 無期：28万5,000円③ 無期→ 正規：28万5,000円  
<①～③合わせて、1年度1事業所当たりの支給申請上限人数は20人まで>

##### ■各種加算措置（1人当たり、中小企業の場合）

- (1) 派遣労働者を派遣先で正規雇用労働者として直接雇用した場合 28万5,000円  
(2) 母子家庭の母等または父子家庭の父を転換等した場合 95,000円  
(3) 勤務地・職務限定正社員制度、短時間正社員制度を新たに規定し、有期雇用労働者等を当該雇用区分に転換または直接雇用した場合<1事業所当たり1回のみ> 95,000円

※生産性要件を満たしている場合は、上記の約125%の額となります。

・厚生労働省 キャリアアップ助成金

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/part\\_haken/jigyounushi/career.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html)